

まむろがわ地域包括ケア計画

[高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画]

計画期間：令和6年度～令和8年度



令和6年3月

真室川町

目 次

第1章	計画の概要	P. 1
	1 計画の位置づけ	
	2 計画期間の設定	
	3 計画の策定体制	
	4 令和6年度介護保険制度改正の主な内容	
第2章	高齢者を取り巻く現状	P. 5
	1 人口と高齢化の推移	
	2 要介護認定者等の状況	
	3 介護保険サービスの状況	
	4 町が実施する高齢者福祉サービス等の状況	
第3章	計画の基本的な方向	P. 10
	1 基本理念	
	2 日常生活圏域の設定	
	3 基本目標	
	4 施策の体系	
第4章	施策の展開	P. 12
	基本目標1 健康づくりと介護予防の推進	
	1 健康づくりと介護予防の一体的実施	
	基本目標2 高齢者がいきいきと活動できる場づくり	
	1 支え合う地域づくり	
	2 高齢者の活動の場の充実	
	基本目標3 住み慣れた地域での生活の支援	
	1 在宅高齢者・介護者への支援	
	2 高齢者の見守り体制の充実	
	3 高齢者が外出しやすい体制づくり	
	4 雪が降っても安心な生活への支援	
	基本目標4 地域包括ケアの推進	
	1 在宅医療・介護の連携強化	
	2 認知症になっても暮らし続けられる地域づくり	
	3 地域ケア会議の実施	
	4 介護給付の適正化の取組み	
	基本目標5 感染症や災害への対応力強化	
	1 緊急時に備えた体制整備	
	2 防災・感染症予防に関する研修・啓発	
第5章	介護サービス等の実績と今後の見込み	P. 20
	1 居宅介護（予防）サービス	
	2 地域密着型サービス	
	3 施設サービス	
	4 地域支援事業	

第6章	介護サービス等事業費と保険料の推計	P. 26
1	介護サービス給付費の見込み	
2	地域支援事業費の見込み	
3	第1号被保険者の保険料	
第7章	その他の取組み	P. 30
1	町の高齢者福祉サービス	
2	高齢者の住まいと生活の支援	
3	地域包括支援センターの機能強化	
4	高齢者虐待防止対策の推進	
5	成年後見制度の利用促進	
6	介護サービスの人員確保及び介護現場の生産性の向上	
7	サービスの情報公表	
第8章	計画の推進体制	P 34
1	連携体制	
2	計画の推進（点検・評価）	

＜資料編＞

- 1 計画策定の経緯等について
- 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施について
- 3 在宅介護実態調査の実施について



第1章 計画の概要

1 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画です。これは、当町における65歳以上のすべての高齢者を対象としたものです。

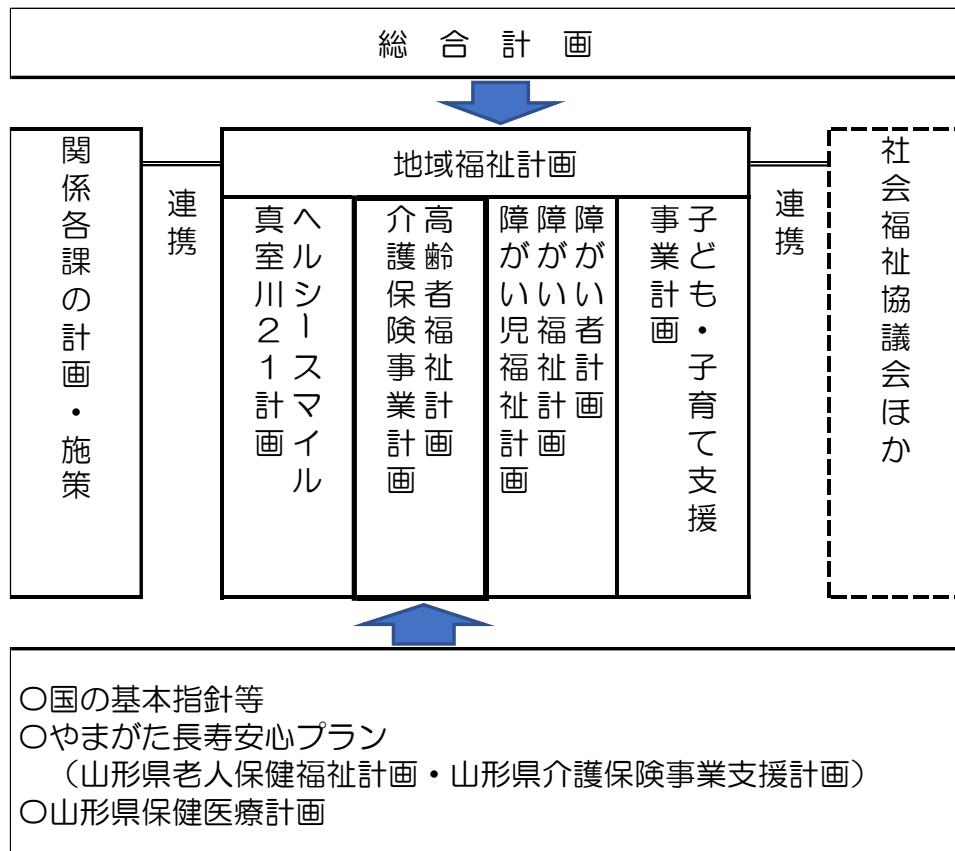
「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づく計画です。これは、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画です。

高齢者に関する福祉施策と介護保険事業を総合的・体系的に実施していくため、この2つの計画を一体的に策定します。

第9期においても、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の充実や「地域共生社会」の実現を目指して、計画期間中の施策展開の考え方や介護サービス量の見込み等を定め、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

(2) 他計画との関連

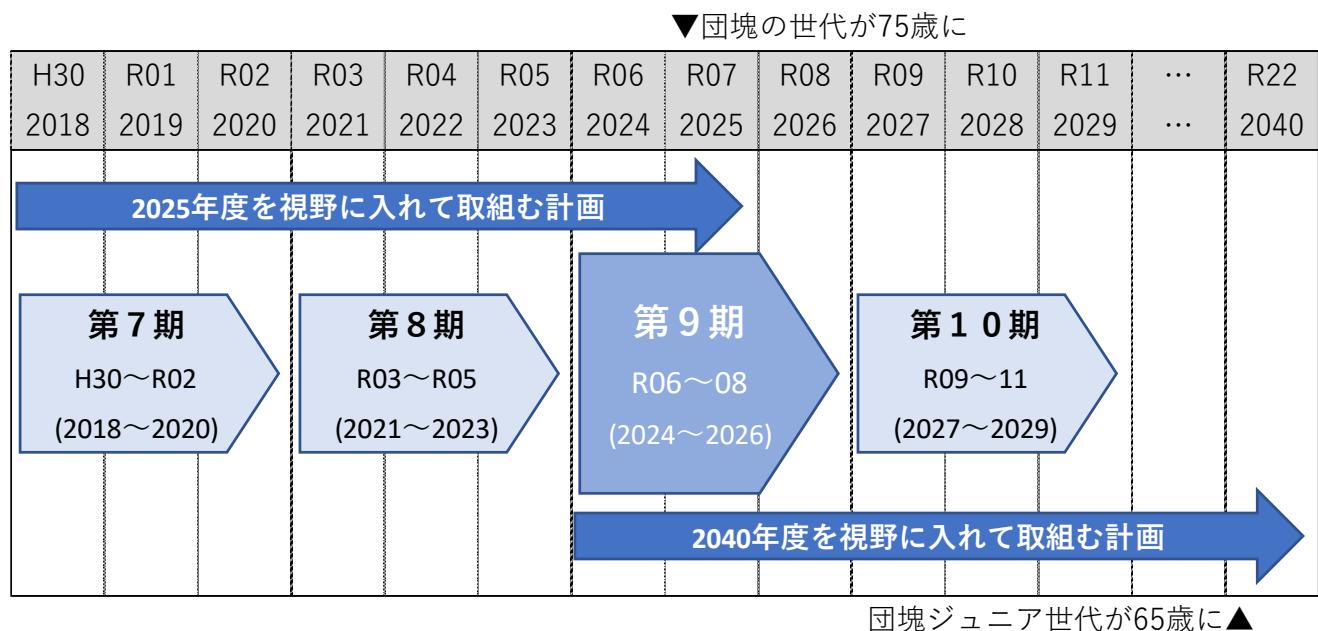
本計画の策定にあたっては、国や県が定める基本指針等のほか、真室川町が定める「第6次真室川町総合計画」をはじめ、「真室川町地域福祉計画」や「障がい福祉計画」等の関連計画との整合性を図っていきます。



2 計画期間の設定

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

本計画は、団塊の世代が後期高齢者に到達する令和7(2025)年を迎えるにあたって、地域で暮らす高齢者のあるべき姿と、さらにその先を見据えた計画とし、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



3 計画の策定体制

計画策定のための組織として、「真室川町地域福祉計画推進委員会 介護・老人福祉部会」を計画策定委員会に位置づけ、2回にわたって計画策定の背景や策定状況、計画原案について事務局より説明・提案を行い、協議してきました。

また、計画の策定の基礎資料とするため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」・「在宅介護実態調査」を実施しました。(各調査の結果については、資料編を参照)

4 令和6年度介護保険制度改革の主な内容

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を迎える中、高齢者人口がピークを迎える2040年頃に向け、85歳以上人口割合の増加や生産年齢人口の急減といった、さらなる人口構造の変化やそれに伴う社会環境の変化が見込まれる。

のことから、地域包括ケアシステムの更なる推進や高齢者の自立支援、介護人材不足や制度の安定性等の課題に対応するため、次のような改正が行われます。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症の方や、単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進。

①医療と介護の連携の推進

- ・在宅における医療ニーズへの対応強化
- ・在宅における医療・介護の連携強化
- ・高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
- ・高齢者施設等と医療機関の連携強化

②質の高い公正中立なケアマネジメント

- ・居宅介護支援における特定事業所加算の見直し 等

③地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組

- ・訪問介護における特定事業所加算の見直し 等

④看取りへの対応強化

- ・各種サービスにおける、看取り・ターミナルケア関係加算の見直し 等

⑤感染症や災害への対応力向上

- ・高齢者施設等における感染症対策に資する取組を評価する加算を新設
- ・施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ・高齢者施設等における新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ・業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入(全サービス)

⑥高齢者虐待防止の推進

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に報酬を減算
- ・身体的拘束等の適正化の推進

⑦認知症の対応力向上

- ・介護保険施設等における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進のための加算を新設 等

⑧福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

- ・一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応

高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等

- ・介護保険施設や訪問・通所リハビリテーションにおける、リハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進を評価する加算区分の新設

- ・通所リハビリテーションの事業所規模別の基本報酬の見直し
 - ・居宅療養管理指導費について、栄養及び歯科衛生指導を充実されるため、算定対象を、通院又は通所が困難な者から通院困難な者に見直し
 - ・訪問介護等において、介護職員による口腔衛生状態及び航空機能の評価の実施、歯科医療機関や介護支援専門員への情報提供を評価する加算の新設
 - ・介護保険施設の管理栄養士が、入所者等の栄養管理に関する情報を、他の介護保険施設や医療機関等に文書等で提供することを評価する加算の新設 等
- ②自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・通所介護等における入浴介護加算の見直し
 - ・介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能促進のための見直し 等
- ③LIFE(科学的介護情報システム)を活用した質の高い介護
- ・科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算の見直し 等

(3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- ①介護職員の処遇改善
- ・現行の介護職員処遇改善加算、ベースアップ等支援加算などについて、「介護職員等処遇改善加算」に一本化
- ②生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・テレワークの取扱いの明確化
 - ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置義務付け
 - ・介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
 - ・生産性向上に先進的に取り組む「特定施設」について人員配置基準の特例的な柔軟化 等
- ③効率的なサービス提供の推進
- ・管理者の責務及び兼務範囲の明確化
 - ・訪問看護の24時間対応について、看護師等以外の職員も電話連絡を受けられるよう見直し
 - ・居宅介護支援費に係る介護支援専門員の一人あたり取扱件数の見直し

(4) 制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- ①評価の適正化・重点化
- ・同一建物居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し
 - ・多床室の室料負担 等
- ②報酬の整理・簡素化
- ・介護予防通所リハビリテーションの報酬体系の簡素化 等

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 人口と高齢化の推移

(1) 人口構成と高齢化率の推移と推計

総人口の減少により高齢化率は伸び続け、平成 22 年から令和 5 年までの推移を見ると、32.5%から 43.3%へと増加しています。今後も総人口の減少と高齢化が進み、令和 22 年には総人口は 4,316 人、高齢化率は 52.3%となる見込みです。

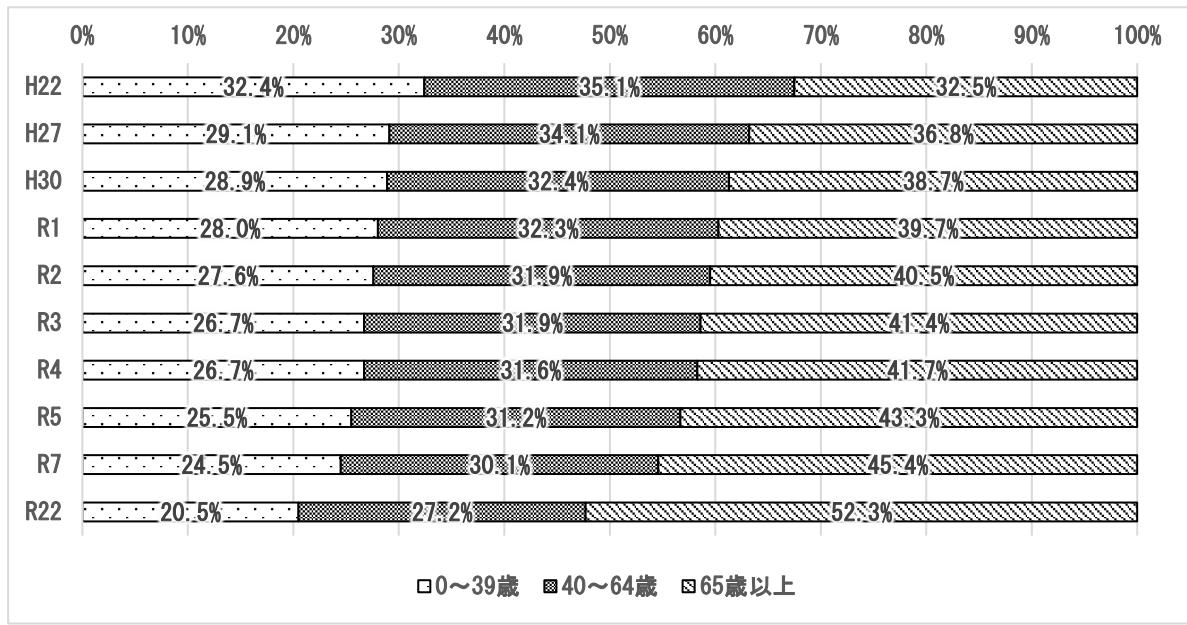
(単位：人)

区分	H22 (2010)	H27 (2015)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7推計 (2025)	R22推計 (2040)
総人口	9,165	8,137	7,145	6,947	6,700	6,363	4,316
40～64歳人口	3,216	2,776	2,278	2,194	2,089	1,915	1,175
比率	35.1%	34.1%	31.9%	31.6%	31.2%	30.1%	27.2%
高齢者人口	2,976	2,993	2,959	2,896	2,900	2,889	2,258
前期高齢者 (65～74歳)	1,240	1,224	1,424	1,382	1,392	1,272	677
構成比	41.7%	40.9%	48.1%	47.7%	48.0%	44.0%	30.0%
後期高齢者 (75歳以上)	1,736	1,769	1,535	1,514	1,508	1,617	1,581
構成比	58.3%	59.1%	51.9%	52.3%	52.0%	56.0%	70.0%
高齢化率	32.5%	36.8%	41.4%	41.7%	43.3%	45.4%	52.3%

資料：H22～H27「国勢調査」、R3～R5「住民基本台帳（各年9月30日現在）」、

R7・R22「国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』」

<人口割合の推移>



(2) 高齢者世帯の推移

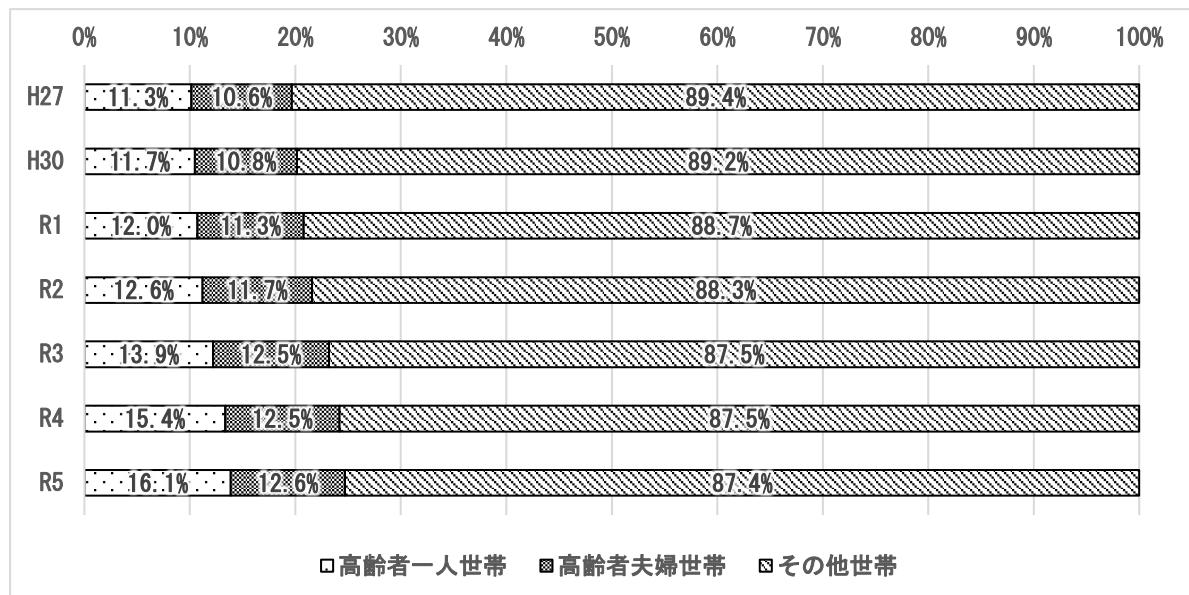
総世帯数は、年々減少しています。高齢者一人世帯や高齢者夫婦世帯は、年々増加しており、総世帯に占める高齢者世帯の割合も年々高くなっています。

(単位：世帯)

区分	H27 (2010)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
総世帯数	2,857	2,754	2,710	2,672	2,646	2,623	2,560
高齢者一人世帯	323	323	324	338	369	404	413
構成比	11.3%	11.7%	12.0%	12.6%	13.9%	15.4%	16.1%
高齢者夫婦世帯	302	298	307	313	331	328	323
構成比	10.6%	10.8%	11.3%	11.7%	12.5%	12.5%	12.6%

資料：総世帯数「住民基本台帳」、高齢者世帯数「在宅高齢者数等調査」(各年4月1日現在)

<世帯割合の推移>



2 要介護認定者等の状況

(1) 第1号被保険者数の推移と推計

第1号被保険者の数は減少傾向にあり、将来的にも人数的には減少が続く見込みですが、割合で見ると、65～74歳の人の割合は減少し、「75歳以上」の人の割合が増加する見込みです。

(単位：人)

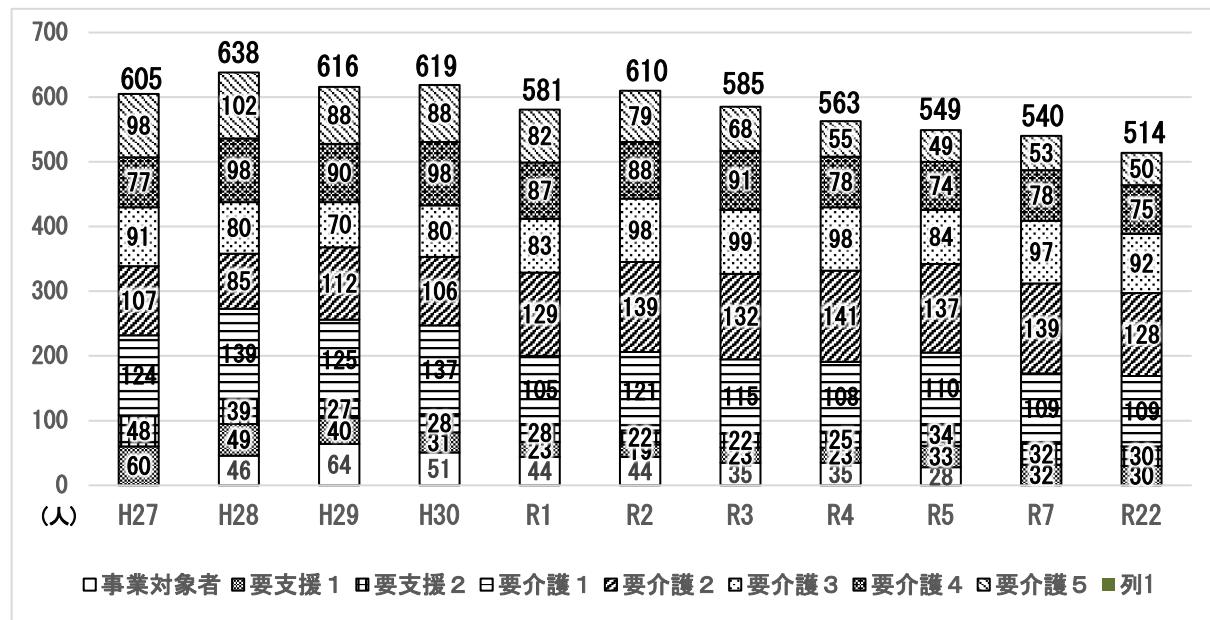
区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
第1号被保険者数	2,972	2,980	2,967	2,914	2,876	2,869	2,797	2,031
65～74歳	1,356	1,380	1,438	1,388	1,384	1,369	1,322	663
構成比	45.6%	46.3%	48.5%	47.6%	48.1%	47.7%	47.3%	32.6%
75～84歳	996	953	891	897	866	887	868	727
構成比	33.5%	31.9%	30.0%	30.8%	30.1%	30.9%	31.0%	35.8%
85歳以上	620	647	638	629	626	613	607	641
構成比	20.9%	21.8%	21.5%	21.6%	21.8%	21.4%	21.7%	31.6%

資料：H30～R2 年度「介護保険事業状況報告（年報）」、R3・R4 年度「介護保険事業状況報告（3月月報）」、

R5 年度「介護保険事業状況報告（12月月報）」、R7・R22 年度「地域包括ケア「見える化」システム推計」

(2) 要介護認定者数等の推移と推計

被保険者数の減少と同様に、要介護等認定者数についても減少傾向にあります。なお、平成28年度から介護予防の取組みとして町が実施している「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者（事業対象者）が加わっています。



資料：H27～R2 年度「介護保険事業状況報告（年報）」、R3・R4 年度「介護保険事業状況報告（3月月報）」、

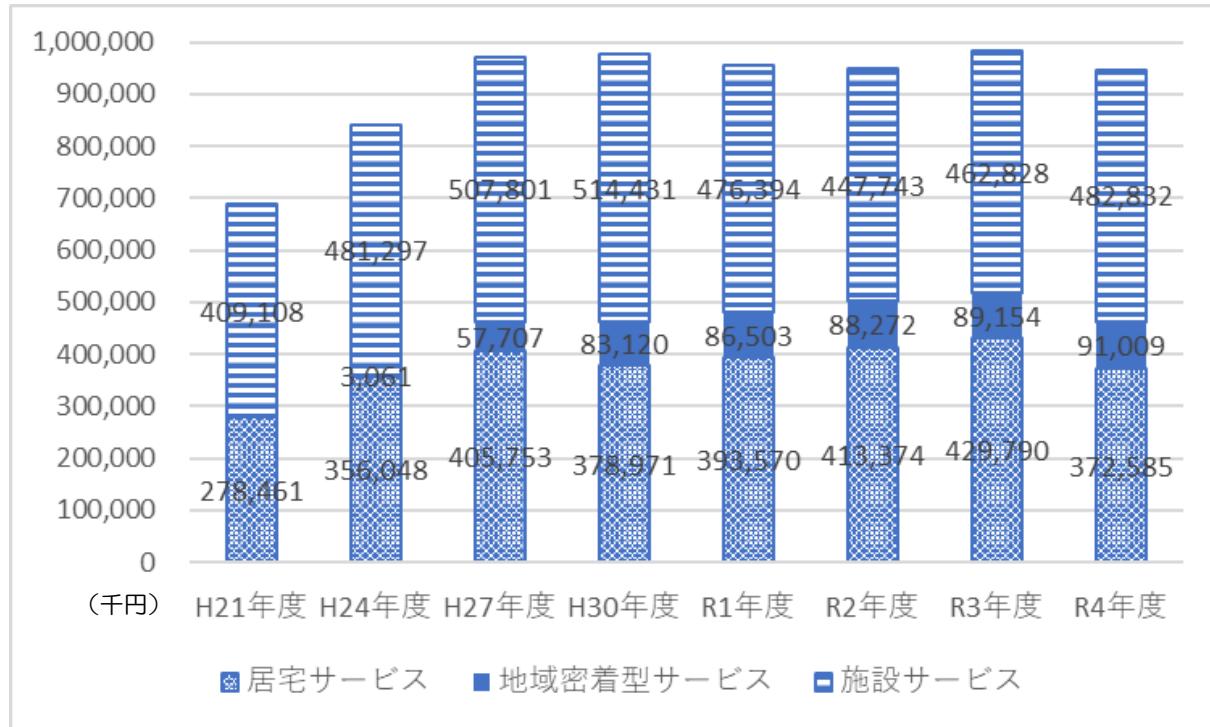
R5 年度「介護保険事業状況報告（12月月報）」、（事業対象者は介護保険システムで集計）、

R7・R22 年度「地域包括ケア「見える化」システム推計」（事業対象者は除く）

3 介護保険サービスの状況

(1) 介護（予防）給付費の推移

給付費の推移をみると、平成 27 年度以降はほぼ横ばいで推移していますが、今後は被保険者数の減少により、ゆるやかに減少していくことが見込まれます。



資料：各年度の事務報告より

(2) 第8期介護（予防）給付費の計画対比

令和 3 年度は計画値を若干上回る実績でしたが、令和 4 年度はコロナ禍の影響で居宅サービスの実績が少なかったことも影響し、計画値を下回りました。依然として、施設サービス費にかかる給付費が多くなっています。

（単位：千円）

区分	R3年度			R4年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
居宅サービス	431,627	429,790	99.6%	425,976	372,585	87.5%
地域密着型サービス	86,221	89,154	103.4%	86,270	91,009	105.5%
施設サービス	455,745	462,828	101.6%	455,998	482,832	105.9%
合計	973,593	981,772	100.8%	968,244	946,426	97.7%

4 町が実施する高齢者福祉サービス等の状況

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の利用状況

「介護予防・生活支援サービス事業」とは、事業対象者及び要支援者が利用する訪問介護と通所介護、介護予防や生活支援を必要とする高齢者が利用する訪問型と通所型のサービスです。平成28年度から町が主体となって実施しています。

(単位：件)

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
訪問型サービス	728	651	825	699
通所型サービス	823	884	859	694
介護予防ケアマネジメント	476	509	710	683
内、事業者への委託	110	109	124	168

資料：各年度の事務報告より

(2) 高齢者福祉サービス等の利用状況

町が実施する高齢者を対象とした福祉サービスです。「重度要介護高齢者介護者激励金支給」と「紙おむつ支給」は、平成29年度までは地域支援事業の任意事業として実施していましたが、平成30年度からは町の福祉給付事業として実施しています。

サービス種類	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
重度要介護高齢者介護者激励金支給	23件	24件	13件	14件	12件
紙おむつ支給	1,254件	1,215件	1,319件	1,443件	1,319件
除雪支援	81世帯	7世帯	104世帯	129世帯	131世帯
救急タクシー利用助成	33件	35件	25件	33件	30件
緊急通報システム貸与 (登録者数)	48件	54件	55件	54件	53件
生活支援ハウス入居者数	8.8人/日	10.3人/日	12.9人/日	12.7人/日	13.9人/日
養護老人ホーム入所者数	9人	9人	11人	10人	10人

資料：各年度の事務報告より

第3章 計画の基本的な方向

1 基本理念

第9期計画では、この先、人口減少、生産年齢人口減少に伴う高齢化率の上昇、一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加などが見込まれるなか、地域の将来を見据えながら事業を展開し、地域包括ケアシステムの充実と地域共生社会の実現を目指していきます。

目指すべき町の姿として、高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域で支えあいながら、健康で安心して暮らせる地域づくりを目指すため、次の基本理念を定めます。

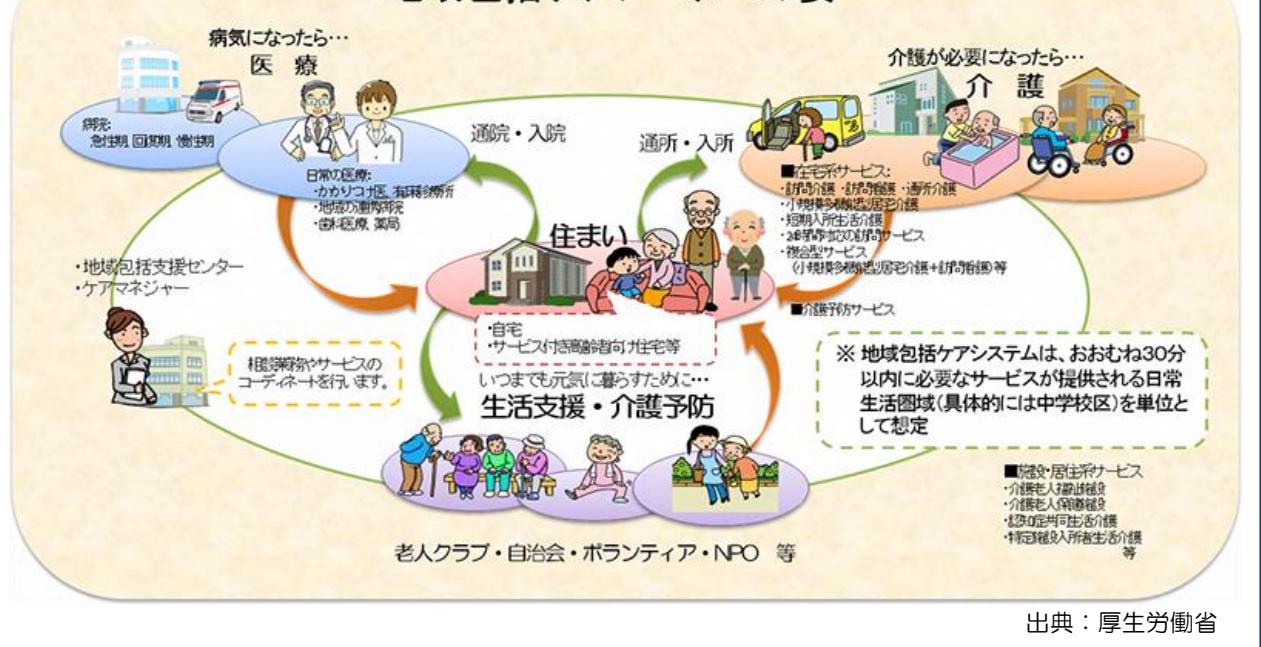
ともに支えあい、安心して
いきいきと暮らせる地域づくり

2 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、保険者ごとに定めることとされています。当町においては、町全域を1つの日常生活圏域に設定して、地域包括ケアシステムの充実を目指します。

「地域包括ケアシステム」とは、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保する仕組みです。

地域包括ケアシステムの姿

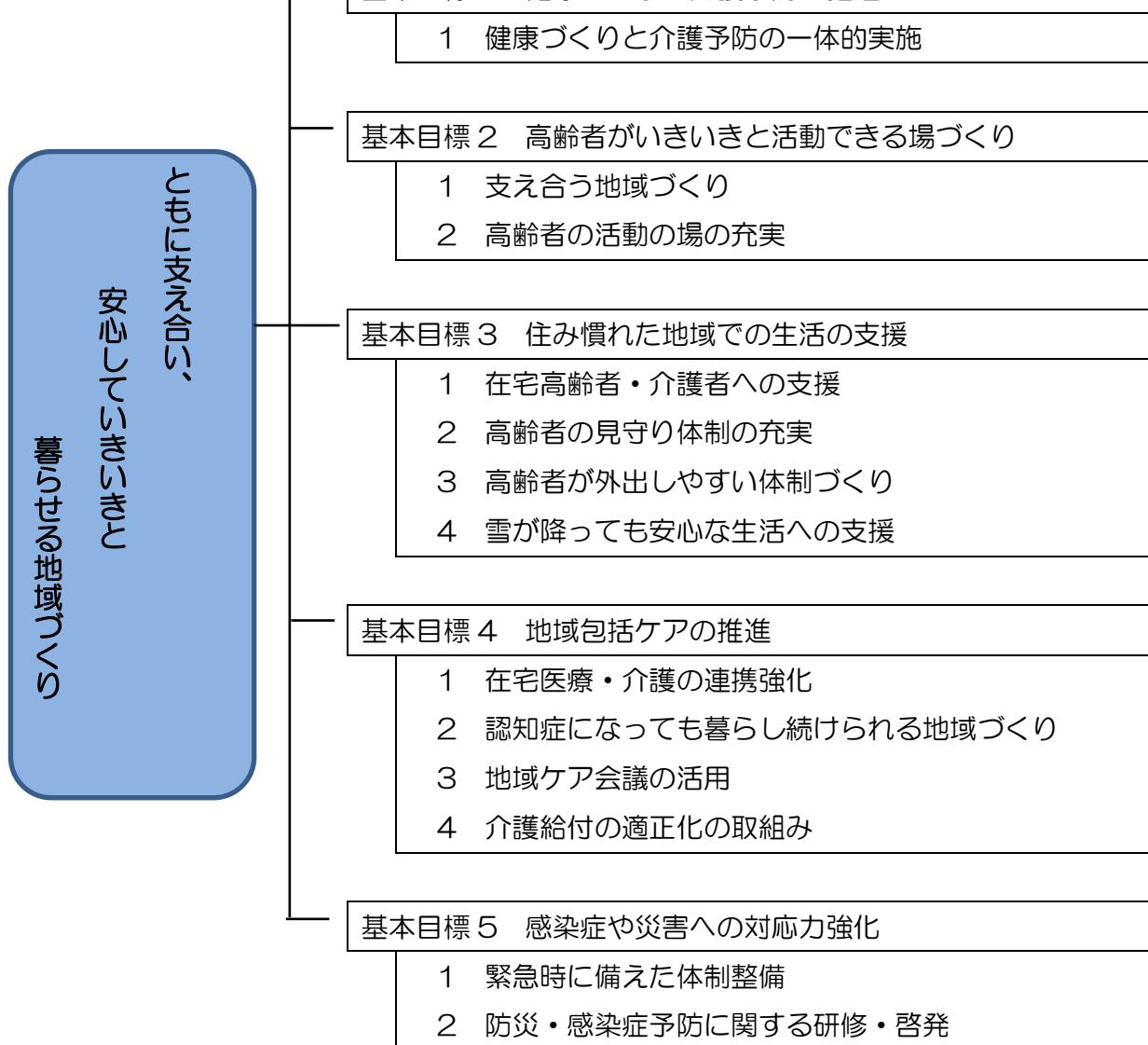


3 基本目標

本計画における基本理念を実現するため、真室川町の高齢者の現況と、今後取り組むべき施策の内容を踏まえ、以下の5つを基本目標として取組を進めていきます。

- 基本目標 1 健康づくりと介護予防の推進**
- 基本目標 2 高齢者がいきいきと活動できる場づくり**
- 基本目標 3 住み慣れた地域での生活の支援**
- 基本目標 4 地域包括ケアの推進**
- 基本目標 5 感染症や災害への対応力強化**

4 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

健康づくりと介護予防事業を一体的に進めることで、効果的な取組みを行います。また介護予防事業の更なる充実を図り、高齢者の健康寿命の延伸につなげます。

1 健康づくりと介護予防の一体的実施

若い世代からの健康づくりの取組みが健康寿命の延伸につながるため、健診データ等を活用しながら、生活習慣病対策等の健康づくり事業と介護予防事業を一体的に実施していきます。

また介護予防事業について、高齢者への知識の普及と事業の拡充を行うことで、更なる充実を図ります。

(1) 具体的な取組み

施策及び事業	取組内容
健康づくりと介護予防の一体的実施	市町村が保有する医療や介護に関するデータから健康課題を分析して高齢者の健康課題を把握し、個別的支援や集いの場等への関与など、保健事業と介護予防事業一体的に行います。
健診受診率向上の推進	「健診費用助成」や「クーポン券配付」により受診率向上を図り、自身の健康状態の把握と健康管理意識の向上につなげます。
健康意識を高める取り組み	「健康ポイント事業」を活用し、健康教室への参加や健診受診を促進し、健康意識を高めるきっかけづくりを進めます。
長寿食教室や生活習慣病予防教室の開催	「長寿食教室」や「生活習慣病予防教室」を実施し、生活習慣を見直すための機会の場を設けます。
介護予防の普及啓発	「介護予防教室」等により、介護予防についての普及・啓発を図るとともに、介護予防につながる様々な高齢者の活動の場について情報提供を行います。
介護予防事業の充実	現在実施している介護予防教室(いきいきシニアクラブ)の拡充を行い、高齢者が年間通して介護予防事業に参加できる体制をつくります。
リハビリテーション専門職等による支援	リハビリテーション専門職等と連携して、高齢者が集う場や介護事業所への派遣等を行い、高齢者の自立支援・重度化防止につなげます。

(2) 成果指標または目標値

成果指標	R6年度	R7年度	R8年度
特定健診受診率	53%	54%	55%
健康ポイント50ポイント取得者数	22人	25人	25人
長寿食教室・生活習慣病予防教室実施回数	25回	25回	25回
介護予防教室参加延人数	400人	400人	400人

基本目標2 高齢者がいきいきと活動できる場づくり

高齢者の活動の場の充実と社会参加の促進を進めることで、高齢者が地域でいきいきと、生きがいをもって暮らせる地域づくりを図るとともに、その一環として、高齢者同士が支えあう体制づくりを進めることで、生活支援サービス体制づくりにつなげます。

1 支え合う地域づくり

元気な高齢者が、支援が必要な高齢者を支える等といった、高齢者同士の支え合い活動を推進することで、高齢者自身の社会活動の促進と生きがいづくりとともに、高齢者の生活支援体制づくりにつなげます。

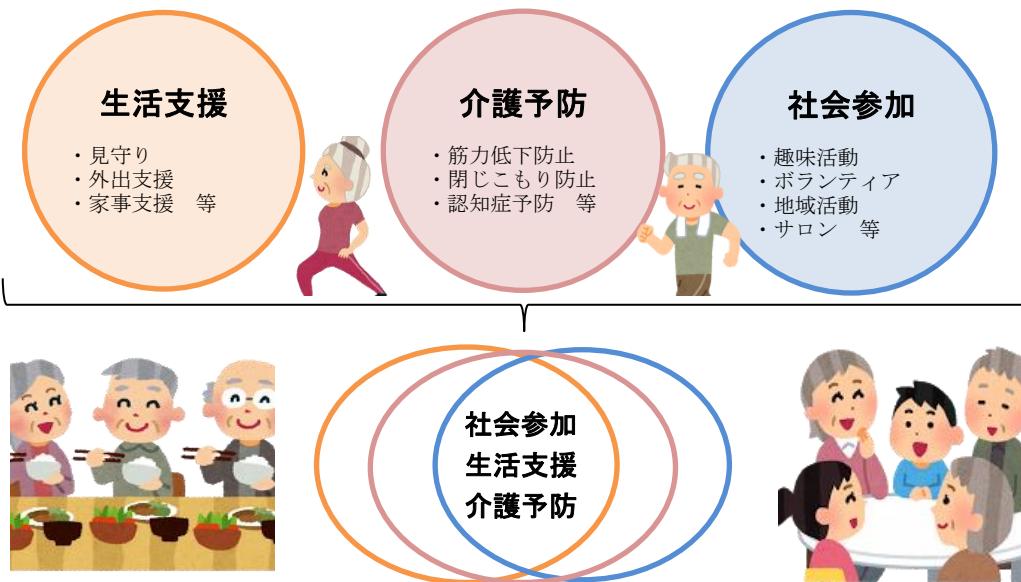
(1) 具体的な取組み

施策及び事業	取組内容
住民主体の支え合い活動の創出	生活支援コーディネーターと協議体「支えあう地域づくり研究会」を中心に、ニーズに応じた様々な住民主体の活動の創出を図ります。
地域支え合いポイント事業の実施による支え合い活動推進	「地域支えあいポイント事業」のさらなる普及により、見守りや日常の軽度の生活支援が必要な方に対する、住民同士による支え合い活動の活発化につなげます。
住民主体の生活支援ボランティア活動の推進	住民主体の高齢者生活支援活動を行っている「梅くらぶ」やボランティアセンターと連携し、活動推進を図ります。

(2) 成果指標または目標値

成果指標	R6年度	R7年度	R8年度
地域支えあいポイント 50 ポイント取得者数	10人	12人	15人

「介護予防・多様な活動の場づくり・生活支援体制サービスづくりは三位一体」



高齢者が積極的に社会参加し、活発な日常生活を送ることは介護予防につながります。積極的に「**社会参加できる活動の場づくり**」を進め、その一環として、支援が必要な高齢者と元気な高齢者が関わり、支えあう仕組みをつくることで、「**介護予防**」と「**高齢者の生活支援サービス体制づくり**」を推進します。

2 高齢者の活動の場の充実

地域の多様な主体により、高齢者が参加・活動できる場を充実することで、高齢者がいきいきと生きがいを持って暮らせる地域づくりを行います。

(1) 具体的な取組み

施策及び事業	取組内容
いきいきサロン活動の充実にむけた支援	サロン活動への助成や、運営体制の強化や新規開設にむけた支援を行います。
住民主体の「通いの場」への支援	住民団体が主体となって行っている高齢者の集いの場への支援を行うとともに、新たな集いの場づくりを推進します。
老人クラブ活動との連携	老人クラブ活動について、社会福祉協議会と連携し、活動支援や健康づくり・介護予防活動の連携を図ります。

(2) 成果指標または目標値

成果指標	R6年度	R7年度	R8年度
地域の集いの場の数	19箇所	19箇所	20箇所

基本目標3 住み慣れた地域での生活の支援

高齢者ができるだけ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支えるサービスの充実などを図ります。

1 在宅高齢者・介護者への支援

高齢者ができるだけ在宅での生活を継続できるよう、経済的負担の軽減や、介護者の精神的負担軽減を図ります。

(1) 具体的な取組み

施策及び事業	取組内容
福祉給付事業	重度要介護高齢者介護者激励金支給事業、紙おむつ支給事業、救急タクシー事業による助成を実施します。
介護者のつどいの実施	介護者同士の交流などを目的とした事業を実施します。

(2) 成果指標または目標値

成果指標	R6年度	R7年度	R8年度
介護者のつどい参加人数	20人	22人	25人

2 高齢者の見守り体制の充実

一人暮らし高齢者は年々増加しており、今後も増加が見込まれることから、見守り体制の充実を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを行います。

(1) 具体的な取組み

施策及び事業	取組内容
見守りサービスの拡充	現在実施している「緊急通報システム貸与事業」について、高齢者の更なる安心につながる事業への見直しを行います。
一人暮らし高齢者の状態把握の体制づくり	保健師等の職員が、ケアマネジャー等と連携し、一人暮らし高齢者へ定期的に訪問する体制づくりを行います。
民生委員との連携	地域の民生委員との連携により、高齢者の見守り体制を継続します。

3 高齢者が外出しやすい体制づくり

高齢に伴い運転が困難になった場合に、代わりの移動手段を確保できるよう支援を行います。

(1) 具体的な取組み

施策及び事業	取組内容
町営バスやデマンドタクシーの運行	バス停以外でも乗り降りができる町営バスや、デマンドタクシーの運行を継続して実施します。
運転免許証自主返納者への路線バス定期券・タクシー券の助成	運転免許証を自主返納した高齢者に対して、町営バス定期券またはタクシー券を給付します。

4 雪が降っても安心な生活への支援

屋根の雪下ろしだけでなく、玄関前除雪等へのニーズが高いことから、地域共助除雪事業の活用等により、雪の不安なく生活できる体制づくりを支援します。

(1) 具体的な取組み

施策及び事業	取組内容
除雪支援事業の充実	在宅生活する高齢者の生活を守るために、除雪支援事業を継続して実施します。
地域共助除雪事業の充実	日常的な玄関前除雪や地域課題にかかる除雪について、事業対象の拡充を図ります。
除雪ボランティアの活用	社協のボランティアセンターが中心となり、町内外の人や団体による除雪ボランティアの活用を図ります。

(2) 成果指標または目標値

成果指標	R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域共助除雪事業実施地区数	33 地区	35 地区	37 地区

基本目標 4 地域包括ケアの推進

医療・介護が必要になっても住み慣れた地域で、自分らしい生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの充実に取組みます。

1 在宅医療・介護の連携強化

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるよう、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

(1) 具体的な取組み

施策及び事業	取組内容
在宅医療・介護連携拠点の広域設置	県立新庄病院内に最上8市町村が共同で設置している在宅医療・介護連携拠点「@ほーむもがみ」を中心として、在宅医療と介護の連携推進の取り組みを実施していきます。
訪問看護ステーション サテライトまむろ川の運営支援	看護協会と真室川町・金山町・鮎川村が共同で設置している「訪問看護ステーションサテライトまむろ川」について、今後も引き続き運営支援を行い、訪問看護提供体制の構築を図ります

 あつこ 最上地域 在宅医療・介護連携拠点
@ほーむもがみ

最上地域のみなさんと医療・介護従事者のために、在宅医療に関する不安やお悩みへの相談窓口の設置を始め、医療資源情報提供、在宅医療・介護に関する各種講習会の開催等、在宅療養環境のサポートを行っています。

たとえばこんな悩みごと・心配ごとありませんか？



- 自宅でも病院と同じような医療は受けられるの？
- 日々の介護が大変で・・・相談に乗ってほしい
- 医療と介護の連携・・・どうしたらいいの？
- 医療のこと 介護のことをもっと知りたい
- 通院の負担が大きくて・・・往診してくれるお医者さんは近くにいるの？
- 認知症のことをもっと知りたい
- 医療や介護に関する研修会を開催したい

2 認知症になっても暮らし続けられる地域づくり

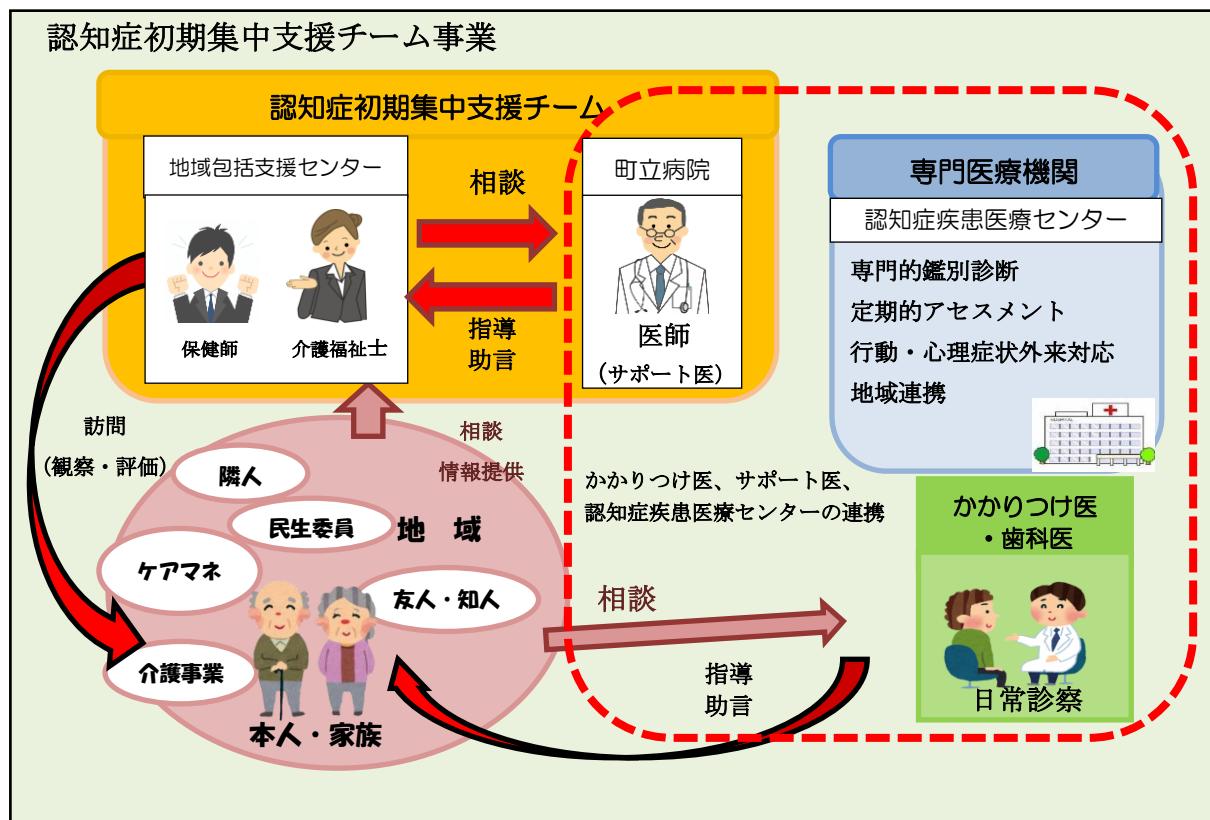
令和6年1月1日に施行された認知症基本法に基づき、認知症になっても本人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の早期発見・早期治療から地域の見守り体制づくりなどの取組みを推進します。

(1) 具体的な取組み

施策及び事業	取組内容
認知症初期集中支援チーム活動	認知症初期集中支援チームの活動継続と、認知症疾患医療センターや主治医等関係機関との連携強化を図ります。
認知症サポーターの養成	認知症サポーター養成講座の実施による新規サポーターの増加を目指すとともに、フォローアップの実施により認知症への理解を深めます。また、本人・家族のニーズとサポーターを中心とした支援をつなぐ「チームオレンジ」の仕組みづくりを行います。
認知症カフェの開催	認知症カフェを引き続き開催し、専門職による相談や当事者同士の交流を通して、本人と介護者の精神的負担の軽減を図ります。
認知症に関する情報の普及・啓発	認知症ケアパス（認知症安心ガイドブック）を活用し、積極的に認知症に関する情報を得られるような普及・啓発の実施を検討します。あわせて、認知症バリアフリーの推進を図ります。

(2) 成果指標または目標値

成果指標	R6年度	R7年度	R8年度
認知症サポーター養成講座受講者数	20人	20人	20人



3 地域ケア会議の実施

多職種の協働のもと、介護・医療サービス等の円滑な提供と、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援のため、ケア会議を開催します。

(1) 具体的な取組み

施策及び事業	取組内容
地域ケア推進会議	住民への円滑なサービス提供につなげるため、介護・医療・福祉の関係機関への情報提供と、相互の情報交換のための会議を開催します。
自立支援型地域ケア会議	高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援するため、専門的視点を有する多職種を交え、個別事例の検討を行います。

(2) 成果指標または目標値

成果指標	R6年度	R7年度	R8年度
自立支援型地域ケア会議開催回数	2回	2回	2回

4 介護給付の適正化の取組み

介護保険事業の適正・円滑な運営とサービスの質の向上に向けて、介護給付の適正化が重要なことから、次の介護給付適正化事業を進めています。

(1) 具体的な取組み

施策及び事業	取組内容
要介護認定の適正化	委託した認定調査について、町職員による点検を実施します。また、業務分析データの活用等により特徴と課題の把握を行います。
ケアプラン等の点検	①居宅介護支援事業所等が作成するケアプランの内容についての確認及び指導等 ②住宅改修費の給付に関する申請内容及び施工状況の確認等 ③福祉用具購入・貸与に関する必要性の確認等
縦覧点検・医療情報との突合	国保連合会への業務委託を継続し、提供される帳票等を活用して請求内容の点検を行い、適正な請求・適切なサービス提供の確保に取組みます。

(2) 成果指標または目標値

項目	成果指標	R6年度	R7年度	R8年度
要介護認定の適正化	認定調査の事後点検	全件	全件	全件
	業務分析データ活用等による特徴と課題の把握	年1回	年1回	年1回
ケアプランの点検	点検を行う事業所	1事業所	1事業所	1事業所
縦覧点検・医療情報との突合	国保連合会への業務委託	業務委託の継続	業務委託の継続	業務委託の継続

基本目標 5 感染症や災害への対応力強化

感染症や災害など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力の強化を図ります。

1 緊急時に備えた体制整備

自然災害や感染症等、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力の強化を図ります。

(1) 具体的な取組み

施策及び事業	取組内容
災害時要援護者支援	災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援等の活動ができるように、災害に備えた日頃からの地域による自主的な支えあいの取組みを支援します。
福祉避難所の協定締結	特別養護老人ホーム等の高齢者向け施設との間で、福祉避難所の協定を締結しており、災害時の要援護高齢者の受け入れができるような体制の整備を進めます。
福祉避難所への備蓄物資の配付	福祉避難所に対し、災害時に応急的に必要と考えられる食糧、飲料水、生活必需品、ダンボールベッド等の備蓄物資を配付できる支援体制の構築を検討します。
介護サービス事業所への支援	介護サービス事業所等における感染症予防や感染拡大を防ぐための衛生用品を備蓄します。

2 防災・感染症予防に関する研修・啓発

感染症の発症を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような体制整備を目的とした研修の実施を検討する。

(1) 具体的な取組み

施策及び事業	取組内容
感染症対策研修	施設における感染症の発症を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような施設内体制を整備することを目的として、施設管理者や担当者等を対象とした研修の実施を検討します。
介護予防交流拠点の防災力向上に向けた取組み	サロン等の防災力向上に向け、地域防災に関する出前講座等の実施を検討します。



第5章 介護サービス等の実績と今後の見込み

介護サービスの今後の見込み量については、国が作成した地域包括ケア「見える化」システムを活用し、高齢者人口や要介護（支援）認定者数、介護サービスの利用実績の推移、各種施策の効果等を勘案し、介護保険に係る制度改正や報酬改定を踏まえて推計しました。

1 居宅介護（予防）サービス

居宅介護（予防）サービスは、在宅において高齢者が自立した生活を送るために必要なサービスです。第9期においても、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援し、介護予防・自立支援に繋がるよう、サービス事業者と連携して事業を実施していきます。

（1）訪問介護（ホームヘルプ）

居宅において、訪問介護員が入浴や排せつ、食事等の「身体介助」や、調理や洗濯などの「生活援助」を行います。

介護		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者（人／月）	58	46	32	40	39	39
	回 数（回／月）	763.3	425.7	370.6	449.2	434.8	434.8

（2）訪問入浴介護

移動入浴車で居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

介護		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者（人／月）	5	3	5	4	4	4
	回 数（回／月）	19.0	12.0	25.0	15.4	15.4	15.4
予防	利用者（人／月）	0	0	0	0	0	0

（3）訪問看護

医師の指示に基づき、看護師などが居宅を訪問し、療養上の援助や診療の補助を行います。

介護		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者（人／月）	18	17	36	23	23	23
	回 数（回／月）	126.6	102.3	182.2	126.7	126.7	126.7
予防	利用者（人／月）	2	2	1	1	1	1

(4) 訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、看護師等が居宅を訪問し、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを行います。

直近3か年で利用実績がないことから、今後も利用はないものと予測されます。

(5) 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者(人／月)	12	13	30	14	13	12
予防	利用者(人／月)	0	0	0	0	0	0

(6) 通所介護(デイサービス)

利用者が日中、デイサービスセンター等に通い、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練を行います。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者(人／月)	210	190	179	205	203	199
	回数(回／月)	2,507	2,295	2,267	2,283	2,270	2,217

(7) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設等に通い、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを行います。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者(人／月)	26	27	42	39	38	38
	回数(回／月)	206.8	222.9	328.4	287.1	276.0	276.0
予防	利用者(人／月)	5	5	7	6	6	6

(8) 短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者(人／月)	17	10	13	14	14	14
	回数(日／月)	143.9	86.7	97.3	104.8	104.8	104.8
予防	利用者(人／月)	0	0	0	0	0	0

(9) 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。医療型のショートステイです。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者（人／月）	0	1	2	2	2	2
	日 数（日／月）	6.4	10.3	10.4	10.0	10.0	10.0
予防	利用者（人／月）	0	0	0	0	0	0

(10) 福祉用具貸与

利用者が居宅で自立した生活を営むことができるよう、日常生活の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具を借りることができるサービスです。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者（人／月）	179	177	179	179	177	173
予防	利用者（人／月）	9	10	19	16	16	16

(11) 福祉用具購入費

利用者が居宅で自立した生活を営むことができるよう、福祉用具のうち入浴または排せつに使用するもの等を購入した場合に、費用の一部を支給するサービスです。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者（人／月）	3	4	4	3	3	3
予防	利用者（人／月）	0	1	0	1	1	1

(12) 住宅改修費

利用者が居宅で自立した生活を営むことができるよう、手すりの取り付けや段差解消等要件を満たす住宅の改修を行った場合に、費用の一部を支給するサービスです。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者（人／月）	2	2	1	2	2	2
予防	利用者（人／月）	1	1	1	1	1	1

(13) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している方が、入浴や排せつ、食事等の日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者(人／月)	17	13	9	11	11	11
予防	利用者(人／月)	1	1	3	3	3	3

(14) 居宅介護(予防)支援

居宅サービス等を適切に利用することができるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者の心身の状況等を勘案し、居宅サービス計画の作成等を行うサービスです。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者(人／月)	335	346	351	286	284	279
予防	利用者(人／月)	13	16	24	25	24	24

2 地域密着型サービス

介護が必要になっても住み慣れた地域での生活を支えるため、市町村が指定・指導権限を持ち、原則として、その市町村の住民のみが利用できるサービスです。なお、サービス提供事業所を指定する市町村が認めれば、他市町村の住民も利用することができます。

当町では次のサービスのうち、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する事業所のみが整備されています。

(1) 地域密着型通所介護

小規模のデイサービスセンター等に通い、食事や入浴、その他の必要な日常生活の支援や生活機能訓練等を提供するサービスです。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者(人／月)	8	9	10	10	10	10

(2) 小規模多機能型居宅介護

利用者の様態や希望に応じて、「通い」を中心に「訪問」や「泊り」のサービスを柔軟に組み合わせて提供するサービスです。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者(人／月)	2	2	1	1	1	1
予防	利用者(人／月)	0	0	0	0	0	0

(3) 認知症対応型共同生活介護

認知症の方が共同生活を営むべき住居において、入浴や排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者(人/月)	2	2	4	2	2	2
予防	利用者(人/月)	0	0	0	0	0	0

(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで、寝たきりや認知症等により日常生活のなかで常時介護が必要な方が、入浴や排せつ、食事、機能訓練、健康管理等の介護を受けながら生活する施設です。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護	利用者(人/月)	20	20	20	20	20	20

3 施設サービス

当町には、介護老人福祉施設が2か所、介護老人保健施設が1か所整備されています。第8期計画期間において、新たな施設整備計画はありませんが、介護老人福祉施設1か所において、定員10人分を減床する見込みとなっています。

今後も高齢者世帯の増加に伴い施設入所のニーズの増加が見込まれるなか、町として、居宅介護サービスの組み合わせや介護予防事業を積極的に推進していきます。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症等により、日常生活の中で常時介護を必要とする方が、入浴や排せつ、食事等の必要な介護を受けながら生活する施設です。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者(人/月)		115	120	109	112	110	108

(2) 介護老人保健施設

居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要な方に対して、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の支援を行う施設です。

		第8期			第9期		
		実績		見込	計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者(人/月)		40	42	41	40	39	38

4 地域支援事業

地域支援事業の実施主体は町であることから、高齢になっても住みなれた地域で自分らしく暮らすための「地域包括ケアシステム」の構築と更なる深化を目指して、地域の現状や町民ニーズなどの地域特性に合わせた事業を展開し、「介護予防」や「高齢者の社会参加」、「支えあい体制づくり」、「自立した生活のための生活支援サービスの提供」、「関係者間の意識や情報の共有、連携」の推進を図ります。

介護予防・日常生活支援総合事業

○介護予防・生活支援サービス事業

＜対象者＞要支援1・2要介護1・2の方、または「基本チェックリスト」により要支援・要介護となるリスクが高いと判定された方

訪問型サービス

訪問介護事業

生活支援ヘルパー派遣事業

訪問リハビリ生活指導事業

訪問栄養生活指導事業

通所型サービス

通所介護事業

短時間デイサービス事業

いきいきミニデイ事業

パワーアップクラブ事業

生活支援サービス

介護予防支援事業（ケアマネジメント）

○一般介護予防事業

・介護予防普及啓発事業（いきいきシニアクラブ、温泉デイサービス事業、いきいきサロン）

・地域介護予防活動支援事業（ヘルスケアーポイント事業）

・地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営

（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、ケアマネジメント支援 等）

○在宅医療・介護連携推進事業

○生活支援体制整備事業

（コーディネーターの配置、支えあう地域づくり研究会 等）

○認知初期集中支援事業

○認知症地域支援・ケア向上事業

（認知症カフェ、認知症地域支援推進員、徘徊高齢者等安心登録事業 等）

○地域ケア会議推進事業

○認知症施策の推進

（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員 等）

○生活支援サービスの体制整備

（住民主体によるサービスの創出支援）

任意事業

○介護給付費適正化事業

○家族介護者支援事業（介護者のつどい 等）

○その他の事業（成年後見制度支援事業、認知症サポートー等養成事業）

第6章 介護サービス等事業費と保険料の推計

1 介護サービス給付費の見込み

(単位：千円)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度 (2040)
居宅介護（予防）サービス	375,928	375,994	369,360	265,874
訪問介護	19,473	19,065	19,065	10,780
訪問入浴介護	2,388	2,391	2,391	1,135
訪問看護	9,290	9,302	9,302	6,619
居宅療養管理指導	984	908	839	540
通所介護	205,659	205,255	200,044	110,731
通所リハビリテーション	35,792	34,215	34,215	32,324
短期入所生活介護	10,439	10,452	10,452	5,287
福祉用具貸与	25,133	24,792	24,106	13,429
特定福祉用具購入費	1,293	1,293	1,293	623
住宅改修費	4,481	4,481	4,481	3,000
特定施設入居者生活介護	26,950	26,984	26,984	42,530
居宅介護支援	34,046	36,856	36,188	38,876
地域密着型サービス	95,316	95,436	95,436	65,890
認知症対応型共同生活介護	6,304	6,312	6,312	0
小規模多機能型居宅介護	1,264	1,265	1,265	1,265
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	67,160	67,245	67,245	50,111
地域密着型通所介護	20,588	20,614	20,614	14,514
施設サービス	458,957	450,315	441,578	375,229
介護老人福祉施設	331,572	325,918	320,331	292,451
介護老人保健施設	127,385	124,397	121,247	82,778
介護給付サービス費 計	930,201	921,745	906,374	706,993

2 地域支援事業費の見込み

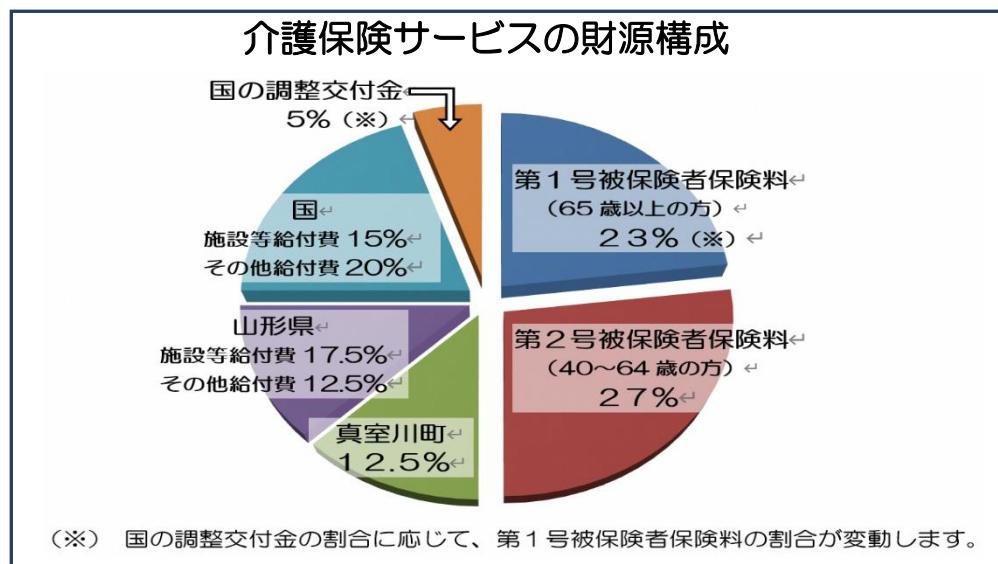
(単位：千円)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度 (2040)
介護予防・日常生活支援総合事業	12,184	12,184	12,184	9,139
包括的支援事業・任意事業	19,440	19,440	19,440	14,472
地域支援事業費 計	31,624	31,624	31,624	23,611

3 第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険料の仕組み

介護保険のサービス提供にかかる費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分を公費で、残り半分を40歳以上の被保険者の保険料でまかなわれます。



(2) 第1号被保険者負担分相当額

標準給付見込額とは、介護給付サービス費に特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療介護合算サービス費、審査支払手数料を合算した費用で、国・県・町がそれぞれ負担する費用の算定基礎となります。これに地域支援事業費を加え、第1号被保険者負担割合(※)を乗じて、第1号被保険者負担分相当額を算出します。

(※) 第1号被保険者負担分相当額は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～65歳）の人数比率に基づき国が設定します。第9期においては、第8期同様の23%に据え置きとなります。

	(単位：千円)			
	R6年度	R7年度	R8年度	合 計
標準給付見込額 (A)	1,024,519	1,012,579	996,379	3,033,477
介護給付サービス費	934,463	923,008	907,637	2,765,108
特定入所者介護サービス費等給付額（制度改正影響額調整後）	63,015	62,631	62,051	187,697
高額介護サービス費等給付額（制度改正影響額調整後）	22,672	22,538	22,330	67,540
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,458	3,484	3,452	10,394
算定対象審査支払手数料	911	918	909	2,738
地域支援事業費 (B)	31,624	31,624	31,624	94,872
標準給付見込額・地域支援事業費計 (C) …(A)+(B)	1,056,143	1,044,203	1,028,003	3,128,349
第1号被保険者負担分相当額 (D) …(C)×23%	242,913	240,167	236,441	719,521

(3) 保険料収納必要額

第1号被保険者負担分相当額と調整交付金相当額の合計から、調整交付金見込額と保険者機能強化推進交付金等見込額を除いた額が、保険料収納必要額となります。

(単位：千円)

	R6年度	R7年度	R8年度	合 計
第1号被保険者負担分相当額 (D) …(C)×23%	242,913	240,167	236,441	719,521
調整交付金相当額 (E) …(A)+(b)×5%	51,835	51,238	50,428	153,501
調整交付金見込額 (F)	72,673	67,429	62,531	202,633
調整交付金見込額 (G)	2,100	2,100	2,100	6,300
保険料収納必要額 (H) …(D)+(E)-(F)-(G)	219,975	221,876	222,238	664,089

(4) 保険料基準額（月額）

保険料収納必要額から介護保険給付費等準備基金取崩額を差し引き、予定保険料収納率等を用いて算定した額が、保険料基準額となります。

準備基金取崩額	— 55,000 千円
予定保険料収納率	÷ 99.7%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (※)	÷ 8,070 人
月額に換算	÷ 12 月
基準保険料（月額）	≒ 6,300 円

※所得段階により保険料額が異なるため、段階別の被保険者数を、各段階別の保険料率で補正した人数

(参考) 保険料基準額の推移

第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R2)	第8期 (R3～R5)	第9期 (R6～R8)	第8期からの伸び率	R22(2040) 推計
6,997円	6,700円	6,200円	6,300円	+1.6%	7,064円

(4) 所得段階別の保険料（年額）

第9期から、所得段階が9段階から13段階へと変わります。

所得段階	対象者	保険料率	保険料額 (年額)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額と合計所得金額(年金所得を除く)の合計が80万円以下の方	保険料基準額 × 0.455	34,300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額と合計所得金額(年金所得を除く)の合計が120万円以下の方	保険料基準額 × 0.685	51,700円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額と合計所得金額(年金所得を除く)の合計が120万円超の方	保険料基準額 × 0.69	52,100円
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額(年金所得を除く)と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	保険料基準額 × 0.90	68,000円
第5段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額(年金所得を除く)と公的年金等収入額の合計が80万円超の方	保険料基準額	75,600円
第6段階	本人に住民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の人	保険料基準額 × 1.20	90,700円
第7段階	本人に住民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	保険料基準額 × 1.30	98,200円
第8段階	本人に住民税が課税されていて、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	保険料基準額 × 1.50	113,400円
第9段階	本人に住民税が課税されていて、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	保険料基準額 × 1.70	128,500円
第10段階	本人に住民税が課税されていて、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	保険料基準額 × 1.90	143,600円
第11段階	本人に住民税が課税されていて、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	保険料基準額 × 2.10	158,700円
第12段階	本人に住民税が課税されていて、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	保険料基準額 × 2.30	173,800円
第13段階	本人に住民税が課税されていて、前年の合計所得金額が720万円以上の人	保険料基準額 × 2.40	181,400円

なお、第9期においても、公費を投入することにより、次のとおり低所得者の保険料の軽減を図ります。軽減幅については、国の動向により変動する場合があります。

所得段階	軽減後の保険料率	軽減幅	軽減後の保険料額 (年額)
第1段階	0.285	0.170	21,500円
第2段階	0.485	0.200	36,600円
第3段階	0.685	0.005	51,700円

第7章 その他の取組み

1 町の高齢者福祉サービス

在宅で生活する高齢者とその家族への支援として、町では次のような高齢者福祉事業を実施しています。

事 業 名	内 容
重度要介護高齢者介護者 激励金支給事業	要介護4・5または同程度の高齢者を在宅で介護している方に対し、年額20,000円の介護者激励金を支給します。
紙おむつ支給事業	常時失禁の状態となってから、3か月以上紙おむつを使用している高齢者に対し、基準の範囲内で紙おむつを支給します。
除雪支援事業	自力で除雪することができない高齢者世帯に対し、年間8人分の除雪作業員を派遣することにより、居宅の雪下ろし等の除雪支援を行います。(除雪料金の1割分が利用者負担)
地域共助除雪事業	町社会福祉協議会が実施する、地域共助除雪(高齢者の玄関前などの日常的除雪と地域課題による除雪)による取組みの推進を支援します。
救急タクシー事業	ねたきりの高齢者等が医療機関等への入退院や通院の際に、救急タクシーを使用した場合に、利用料金の半額分について、年間6日分(上限10,000円/日)まで助成します。
緊急通報システム貸与事業	一人暮らし高齢者等を対象に、広域消防本部に直接通報することができる緊急通報装置を貸与します。
民食ふれあい訪問	一人暮らし高齢者等に対し、民生委員や食生活改善推進員を中心となって、年1回、弁当等の配達を行い、顔の見える関係づくりにつなげます。
敬老会事業	70歳以上の高齢者のうち、白寿・米寿・喜寿の方を対象に、賀詞等の贈呈を行います。また、各地区での敬老事業の開催に対し、補助金の交付を行います。

2 高齢者の住まいと生活の支援

生活面や経済面に困難を抱える高齢者等に対し、自分らしく安心して生活できるような環境を提供します。

事 業 名	内 容
生活支援ハウス「梅の里」	町内に在住する原則60歳以上の人々暮らし又は夫婦のみの世帯などで、一時的に自宅での生活が困難な方に対して、生活支援ハウスへの入居支援を行います。
養護老人ホーム	原則65歳以上で、環境的・経済的理由により自宅での生活が困難な方を対象に、養護老人ホームへの入所の措置を行います。

3 地域包括支援センターの機能強化

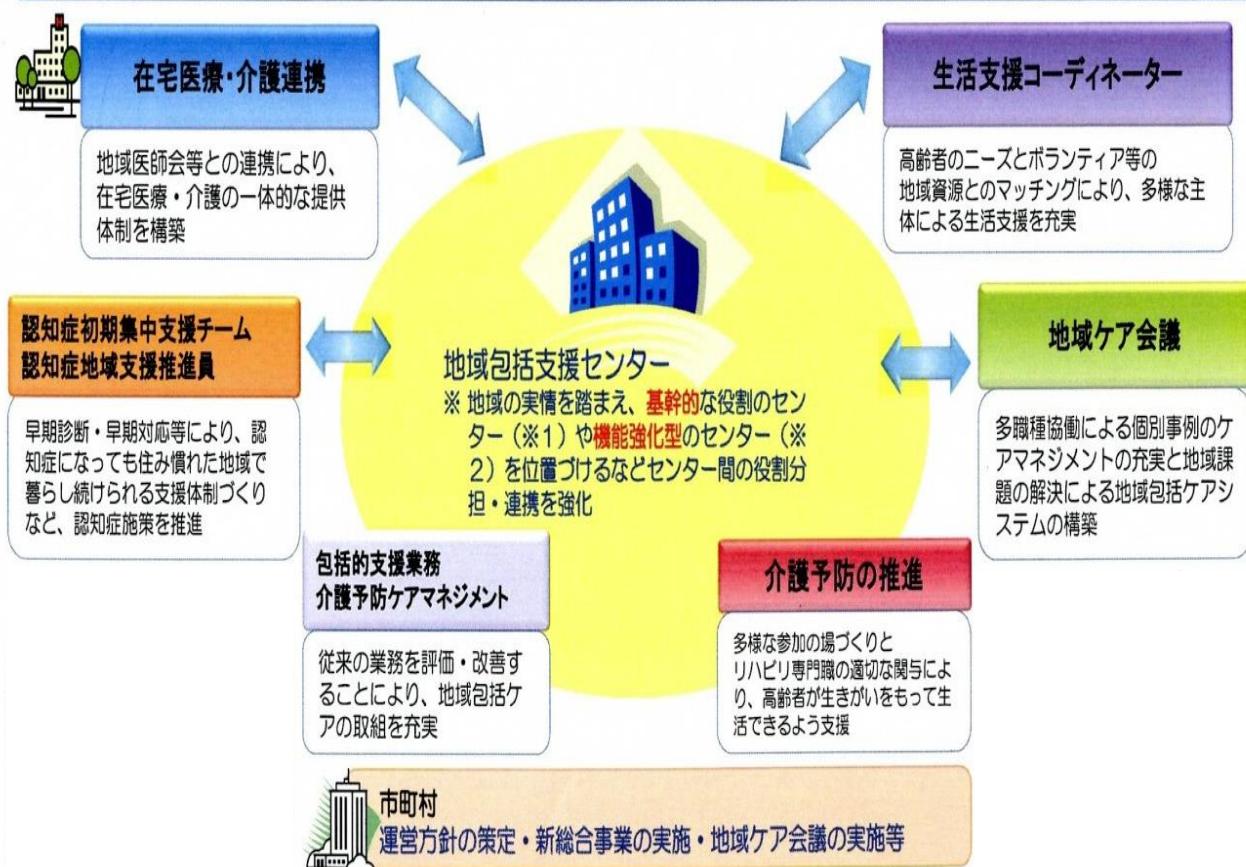
地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、住民の保健医療及び福祉の向上を包括的に支援することを目的としています。

また、高齢者等からの相談を適切な機関につなぐ体制を整備することや、認知症施策、在宅医療・介護連携に係る施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進等、地域包括ケアシステムの充実を目指すうえで、その機能のさらなる強化を求められています。

そのため、国が定める基本指針に基づき、地域包括センター運営協議会を設置し、地域包括支援センター業務の実施状況を把握し、評価・点検を行いながら、必要な機能強化を図っていきます。

地域包括支援センターの機能強化

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



4 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待防止法に基づき、擁護者による高齢者虐待及び要介護施設従事者等による高齢者虐待の双方について、その防止と適切な対応のため、関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報の共有と連携体制づくりを図ります。

虐待事例が発生した場合は、高齢者虐待対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し対応を行っていきます。

(1) 具体的な取組み

事業名	内容
高齢者虐待対応ネットワーク会議の開催	地域ケア推進会議を活用し、関係機関からなるネットワーク会議を開催し、高齢者虐待に関する情報の共有と、必要な対応策の協議を行います。

(2) 成果指標または目標値

成果指標	R6年度	R7年度	R8年度
ネットワーク会議開催回数	1回	1回	1回

5 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理により本人の地域生活を支える役割を果たしています。

制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活と地域社会への参加を継続することができるよう、体制の整備を行っていきます。

(1) 具体的な取組み

施策及び事業	取組内容
制度の周知・広報	住民に対し、成年後見制度(法定後見・任意後見)の必要性などについての理解と、相談窓口の周知を行うための広報活動を充実します。
地域連携ネットワークの構築	地域包括支援センターを中核機関と位置づけ、必要に応じて関係機関と連携を取りチームを形成しながら、広報活動、相談受付、制度の利用支援と促進、後見人支援の機能を担う。
成年後見制度町長申立ての適切な実施	身寄りがない等の理由で申立てを行う人がいない場合には、現在も町長申立てを行っている。今後も引き続き、必要な場合には申立てを行っていく。
成年後見制度利用支援事業の実施	制度利用が必要な人の負担軽減を図るために以前から利用支援事業を実施している。従来から、広く低所得者を対象に含め、町長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬も対象としていることから、今後も引き続き実施していく。

6 介護サービスの人材確保及び介護現場の生産性の向上

介護人材の確保については、町内事業所からの情報収集を適宜行うとともに、県が設置している「介護人材確保ネットワーク」に参画し、関係機関と連携して取り組みを行っていきます。

介護分野の文書負担軽減の観点から、市町村では、令和8年3月31日までに「電子申請・届出システム」の使用に向けた準備を完了する必要があることから、これに伴う規則の改正等を遅滞なく進め、介護現場の負担軽減を図ります。

7 サービスの情報公表

地域の医療・介護サービスや、生活支援サービス等について、資源として広く住民に伝えていくことが重要です。町広報誌やホームページ、また、情報公表システム等を活用し、積極的に情報発信するよう努めます。

また、出前講座等により、地域に出向いて直接住民の方に情報提供を行う機会をつくり、高齢者に情報が届くよう努めます。

第8章 計画の推進体制

1 連携体制

(1) 行政における推進体制の確立

本計画における高齢者施策は、福祉分野のみでなく、保健、医療、生活環境など多くの分野にわたっているため、関係各課や町社会福祉協議会、県、近隣市町村など関係機関との連携を図りながら、地域全体の課題解決に向けた総合的な施策の推進に努めます。

(2) 関係機関との連携

地域包括ケアシステムの充実には、関係団体や介護サービス事業者、医療機関等との協力・連携が不可欠であることから、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、福祉・保健・医療機関、民生委員・児童委員、地域の各種団体等と、より一層の連携に努めます。

また、介護保険事業の円滑な運営を目指すため、介護サービス事業者との連携及び介護サービス事業者間の連携強化に努めます。

2 計画の推進（点検・評価）

本計画については、各年度において事業の進捗状況等を管理し、結果を「真室川町地域福祉計画推進委員会 介護・老人福祉部会」へ報告して意見聴取を行い、計画実現に向けた取組みを確認します。

進捗状況の管理の過程においては、P D C Aサイクルに基づく検証を行い、実効性のある進捗管理を行います。

